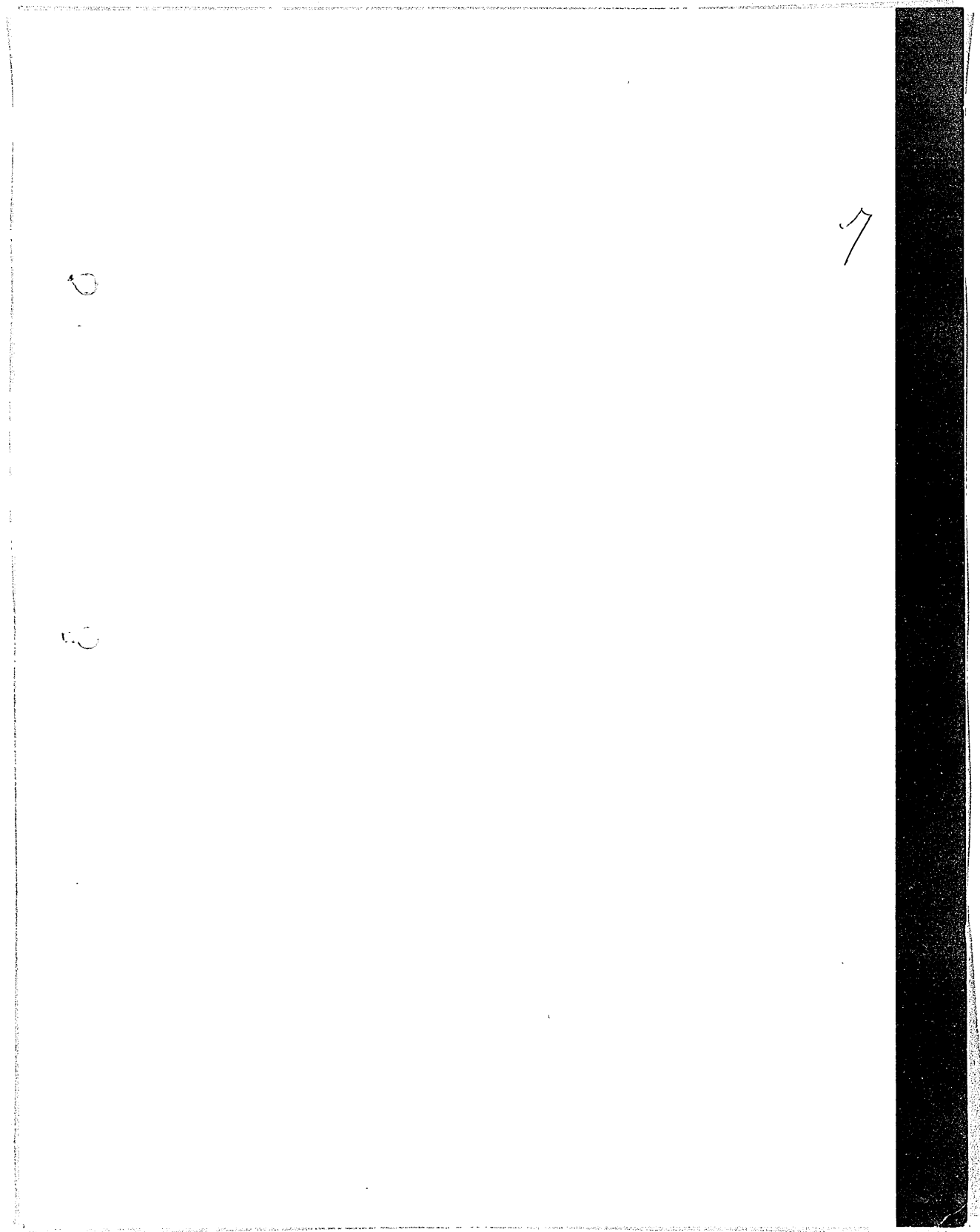


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接收土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878



0

3

7

一九五五年十月二十四日・五日

米国内院軍事委員会分科
委員会調査団の沖繩土地
問題についての公聴会記録

(一九五五年十月二十四日午後三時十分開会)

○ 興儀副主席　それでは以今から公聴会を開きます
軍用地問題につきヨシと七名の者が説明を申し上げよう。説明
が終りよした場合に質問があれよとならばその都度御
質問をお願いします。本日の予定時間は大体二時間を
予定しております。本日中午に終らぬ場合には更に明白も
続行いたしたいと思います。

取柄に軍用地問題の概ね説明を行政主席から御説明を
願います。

○ フライズ議員　我々議員一行は米國の軍事関係委
員会の小委員会でありませう。私達が当地に参つた理由は

沖繩にどういふ風に民主主義が實行されてゐるか、沖繩に於
て軍がどういふことを必要としておるか等の結果

に於て沖繩にどういふ風な問題が惹起してゐるかとい
ふことを實地に視察するために來島したのでありませう。

私は皆さん方、代表がワシントンにいらした時の公聴会
の委員でありませう。間接上皆さんの問題に対しては全然無

関知せらるゝ談話でありませう。私達この委員会は沖繩に
参つて沖繩の軍事関係及び琉球側の諸問題を公聴会

に於て聴き取り又は現地に於て之を視察することに
よつて知識を得てゐる結果を私達の委員会——私達は

小委員会でありませう——に報告するといふ目的で私達
は参つたのでありませう。御承知の通り、私達小委員会は

限られた権限しか與へられませう。然しながら、私達
は事實を收集して私達の調べた結果も全面的に報告す

るといふのが私達の意思であり、私達は現在直ぐ結果とい
ふもの又は解決策はもつておきませんけれども私達隊が

する推薦といふものは公平な立場で自由な立場でせうとい
ふことは私達は皆さんに確言いたします。

○ 池田行政主席

行政主席挨拶

貴國閣下院軍事委員会分科委員会より久委員長並に

委員各位

軍用地問題の解決は我々の甚急の急務であり、この度

この問題を現地でつゞきに調査されるため、皆様が遠路御来

島下こまされたことは誠に喜ばに堪えず、私は茲に琉球全住

民を代表して衷心より厚く御礼申し上げる次第であります。

○ 今年六月、この問題の解決を促進するため琉球土地代表団が

貴委員会に出席し、了した節は、特別なる御配慮を賜り、誠

に感謝に堪えりせん。ここに重ねて御礼申し上げます。

我々琉球住民は、皆様が公正な判断を下され、この重要問題

を円満に解決し得るよう貴委員会に報告し、勸告されることを

期待致します。

○ この軍用地問題の解決によつて米琉間の相互協力の基礎は

確立され、自由諸国の協同の目的である平和と安全保障に寄

与し得ると信じて、まことに次第でありませぬ。

沖縄は土地狭小で人口密度は極めて高く、凡そ一平方マイル

当り千四百二十名の住民が住んでおります。また沖縄の経済は

農業を基本としておりますが、農地は僅かに六・八七三エーカーに

過ぎません。

総戸数の過半数を占める七二六〇人が農家であり、農家一

人当り平均耕地面積は、一エーカーであり、

然し現在斯かる通達した状態にある沖縄に於いては、概に四方

エーカー以上の土地が米國軍隊に没入し、接収されてゐるであり、また

この軍用地面積は全陸地面積の十三％に相当し、二の中には

沖縄の耕地面積の十七％が含まれてゐるのであり、また

土地を接収された地主は五割以上に及んでおります。

これらの土地は貴重な地を接収されただけになく、これに

対する適正な補償が得られず生活は実に困窮を極めてい

るのであります。

このよりの状態を一日も早く改善するため我々住民は土地問題

の早期解決を希つてやがません。

我々は公権力により私有地を没収するに際しては、これか

らざる損失はすべて民主主義の理念に基いて適正に補償さ

れるべきであるを信じております。

然し残念なことは、従来アメリカ合衆國が支拂つてきた補

償は適正を欠き、不当に安い額に留めております。

この不適正な補償の結果、多くの軍用地地主はアメリカ

合衆國が支拂つてゐるよりも遙かに高い地料を現在居住地

の地主に支拂わざるを得ない状態に陥つております。

また、建物や工作物の補償額も類似の工作物を再建す

るに定る金額ではあります。

○ 將に農地の場合には通常一エーカー当り年間、田が三〇八五

ポンドが三・二五ポンドの所得が得られ、も拘らず使用料

として軍から受ける額は田が四二・八四ポンドが三三・六ポンドに

か過ぎ、所得の大部分が失われ、

軍用地使用料の基礎となる地価の評価方法に於いて、D.Eは

誤謬を犯して、それが補償額を極めて不適正になつた

原因となつております。

D.Eの評価した土地価格は地価登記所における登記価格

を十％乃至五十％増額した額であり、それが沖縄に於い

ては土地の真正買価格と登記価格との間には何れ一定の関

係がなく、政府統計部の調査によれば平均的には真正買

価格は登記価格の三倍であるが、中には数倍又はそれ以上

なることもあるというが、現状であります。

しかしながら、農地に対する適格な農地の買値を基礎として定めればはるかに安くなる。

農家にとって農地の実際の買値は地代ではなく、その土地が

を生ずる所得であり、受ける農家は農家として安定的職業と収入を得る唯一の

手段であり、

即ち農地は老幼男女の別なく、また教育技能の有無にか

わらず家族員の誰もが何時でもこれによって仕事と收

入を得、一家の生活を保障し得る根拠であり、

従って農地の価値はその農地から生ずる農業純所得を

基礎にすべきであり、

未合衆国陸軍が長期地上権を設定し、D.E.が評価し

た土地使用料に基いて一括拂をするという提案に対して、地

所有者は絶対反対の意を表して、

単用地主は斯かる支拂の方法は土壌買上げと同様だと

考え、

農家以外に技能も経験もない農氏にしては他の事業に

轉じて激しい競争に打ち勝つ能力も文才もないのであ

り、

したがって、

農地は、

農家にとって

唯一の

生活の

根拠

として

定め

るべき

である

こと

が、

農地

の買

値を

地代

と

その理由は、八重山及び沖縄における開拓可能地には限

があり、斯かる巨大な数にのぼる軍用地地主世帯を吸収

し得る余地が、

従って提案として、

あると見做される一括拂は地主にとって危険を伴う計画

であると見做されるのであり、

年次拂いは大多数の地主にとって一括拂よりも有利であ

り、

地主は年次拂いを受けるとして生ずる資金浪費の危険

又は資金枯渇への不満に陥る恐れがあることである、

また現在軍用地地主世帯には相当数の潜在失業者

又は完全失業者が、

軍工事の縮小と労働力人口の増加によってその雇用が今

後益々危ぶまれていくとき、失った土地に対する使用料はそ

の生活費を補うために一箇きりで打切られるのではな

く、

支拂いを受けざるを得ないことである、

支拂うより要請する次第であり、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

米國が土地使用料の適正化を真剣に考慮し、

○比嘉行政主席 若し演習地に指定されな場合演習

をすることをよめて色方が破音を受けますが、その場合

合はどうか、ですか

○グライス議員 最初にその接收する土地は公共國有

地でありませう。第二に過去の経験上たゞ演習訓練があ

つてとして、それに対する破音と、いりものは極く軽いのであ

ります。

○グライス議員 比嘉主席 私はあなたが自由主義を愛

する住民の代表として米國と同じような氣持であることを

私は確信します。つまり米軍が沖繩におるといふ理由は

美産國の脅威といふものを防止するといふ理由以外には

何もないのであります。そして共產黨共産國の侵害とい

うもの、自由を愛する諸國のために、それらを防止すると

いふ米國の氣持といふものを比嘉主席も同じように抱

ていることと思ひますが、それが、それが、

○比嘉行政主席 その通りです。よくその美は考え

くおります。自由諸國を護るために最大の協力者である軍用

地主、三州の生活が今最底限まで来て、殆どこの調子で行

は生活が出来ないといふ苦境にありますので、三州で私達

はこの土地問題を円満に解決して軍用地をより一層その

方面へ協力させたといふのが狙いであります。

○グライス議員 沖繩のみならず、その他の國に於ても、

この風にならば、地主達が犠牲になつたことに対して私達小委

員会は最大同情的立場で私達は痛んでおります。

○比嘉行政主席 大変有難うございました、私達はアメリ

カの人々がこの沖繩の基地が如何に重大であるかといふこと

を分りになり、そして自分達がこゝに於いて悪い思想と闘

つて、態勢を整えていることをお分りになれば、地主達に最大なる

援助を与えなければならぬ。三州は適正なる補償額以外

にはない。

○グライス議員 三州は質問じやありません、三州は比嘉

主席の陳述の中に、軍部は派山の土地を無駄にしている、

又は使用して、いかに申されましたけれども、この公聴會が

終るまでにその例といふもの之私に提出した、私はそれ

に対して感謝いたします。

○比嘉行政主席 三州は確實な何エーカーといふことは申さ

ず、私達は劉量出来んから、オアミンにな

つて、その例は今度實地見聞をなさる時には、さうも示

しするに、出来るてあります。

○グライス議員 私は質問はあります、三州といふこと

たいと思つております、軍事的地建設のためには、住民が立

退しなればならぬといふ現象は決して珍しいものではない

く米國に於ても、その他の國々に於ても、行われ、おるのであり

ます、この風にならば、人々が立退きしなう、ちや、ちや、

として犠牲になりなければならぬことはその目的が重大なために犠牲というものが決して無駄でないということを私は指摘したと思つております。

○比嘉行政主席 軍事基地を造る必要性は従々も認められております、然し自由諸国を護るために一部の、五万家族の住民を立ち行けないような犠牲を払わして然るべきかというかといふことは十分考へるべきではなからうか。

○ベトナム議員 私に質問が三つありましたけれども國有地に対する質問及び軍用地の未使用に対する質問は既に回答されました、第三番目の質問は農業がら職業する人は比嘉主席の陳述には五十%となつておりましたけれども具体的にこの五十%というのは何時のことを利してゐるのですか例へば一九四五年に於けるパーセントといふものはどの位だつたのですか。

○パキーン議員 主席の説明の中に米國の補償は適正を欠くといふことがありましたが私もこれは只今の私の陳述を記録係に記録して欲しいといふのはアメリカに於ては他の國他の土地に於て土地のすべての交渉をする時に於てアメリカといふものは他の國の住民の權利といふものを最大に尊重するといふことを私に申したいと思つております、時々は適正以上に金額を払ふといふ事業もありました、もう一つは主席の陳述の中に比嘉主席は明るいと申されましては水ごと私に送らるべしといふのは冠大であつてそれが住民のたゞめになる、つまり比嘉主席は明るく將來であることと私は確信してゐます、もう一度附言しますとアメリカは比嘉主席の利益福社に対しては大興味をもつておるといふことを私に附加して申します。

○比嘉行政主席 なる程色々アメリカ合衆國が我々に対して援助下さつたことに対しては常に感謝をしてゐるものであります、私は比嘉主席の將來が明るくことを謝するものであります、然しながら今私が問題にしておりますのは軍用地に土地を取上げられて非常に困窮してゐる地主のこととをいふのです、それからの実地検査をなされば五分五分ありまして、それが少くとも軍用地に取られた地域とさうでない地域を二人細算にならばけり、さういふ納得が行かぬと思ひます、何かの軍用地に關係のあるところに対して正當な、一何れ無理を申上げてゐるのであります、当然彼等に補償すべきものを我々は要望いたしておるのであります、今議員さんがお話になりましたやうに若しこの地主達に当然の土地の補償を与えて下さるならばこの比嘉主席はとも明る、立派な戦前と同じ位或はそれ以上の立派な社会を作るであります。

○クラム議員 私は主席の説明の中の一つの質問がござります、主席は適正補償といふものについて言及しましたけれども主席の申す適正補償といふものは、つまり土地から取られた百姓達に対しては土地の取り戻しから出来る作物の年額に相当する金額といふものを毎年払うといふこととすか、つまり土地を取り戻した百姓達はその全部を貰ふことによつて將來の土地を返すといふことを適正補償と申すのですか。

○比嘉行政主席 非常に抽象的な御質問に考へて来ます、私が今比嘉主席に極く懇切な農家でありまして、アメリカのやうな大地主な人で、いふものはないので、それとさういふ年収農作物相当の補償を貰つてもそれは比嘉主席の最低生活を維持するものにはいかならない、それでこの人達の生活にさういふことをあつたらんに色々苦しみとして小さい島を作つたり、それからの日傭をやらたり、現に

雇用地に取られたいの事情を調べてみたので分ります。

○ケリ顧問 この百姓が土地を取り取る前にその百姓といものは百姓として生活を続けようかとはいませんか。○比嘉行政主席 ミつて下さいは先申しました最底の生活です。

○コル議員 七名以外に証人台に上る予定をしているのではありませんか。

○身儀行政副主席 おりません

○コル議員 若し七名の陳述を今日済むことが出来たりすれば以上証言を聴く必要はありません。

○身儀行政副主席 今日幸いに七名終りましたからば余裕がありますれば申し上げたいことは沢山あります。

○通訳 あつたりのリストを出して欲しいというのですよ。

○身儀行政副主席 準備しました。

○コル議員 七名のリストの人達は沖繩に滞在中のすべての証言を代表しておられますが、その他にありますか。

○身儀行政副主席 七名はこの問題を担当している各行政府立法院土地連合会市町村長。

○コル議員 理由はだつた公聴会を短くするといつてはなして人数をだつた公聴会に時間を合せて行きたいかの質問しなさい。

○瀬長経済企画室長

我々の適正補償要求を理解するには、先ず我々の経済状態が理解しなげればならぬ。ここに我々の立場を説明申し上げたい。

我々の経済は農業が主体である。我々として他の如何なる産業も、農業ほど生活の安定と幸福をもたらすものはない。過ぐる天災による潰滅は、我々の米軍基地の建設にもかかわらず、我々の経済は依然として農業が主体である。

沖繩の総面積三四〇〇エーカーの中で農耕地は僅か六二〇エーカーしかないので、總戸数三六八五〇半分以上(三六〇〇戸)が現在農業に従事している。

農業は集約的に行われ、農地利用度は高い。農業人口が多いため、農業は集約的に且、手助けが行われるを得ない。適当な温度と土地が集約的に利用されている。作物は年中みどり、年に約一四回生産される。副産物も無駄に捨てられず、甘蔗や甘藷の葉は畜産飼料として利用される。

よく農家の経営面積は少なく、わずかに五エーカーにすぎないが、わがわが、沖繩のエーカーに当り、産出量は米國半分の倍に上り、又一九〇倍もの人口を養っている。

農業は家族全員に老若男女を問はずに定した職に就かざるを唯一の職業であり、農地は経済的に伝統的に貴重で所有物である。

農民として農業以外の職に就く事は非常に困難なものである。これは沖繩の農民はもとより単純肉體労働者である。この事、又人口が多いため農業以外の単純肉體労働者雇用機会が少いという事によるものである。

更に、農地を失った農民は農業以外の部門において雇

ありけり理由として、労働人口の増加をあげなくてはなら

手へハッロ人の青少年層が新に労働市場に投入される

ものと推定されている。農業以外の分野においては、強健で選

取の気性に出る者も優先するから、二州の青少年層との競

争は必然的に農民の地位を更に一層不安定にする。

問題は土地を失った地主と其の家族が如何なる影響を二

① であるかである。

軍用地地主世帯四六二戸の調査によれば、その二%が潜在農業

又は完全失業であり、三%は一年以内の再以上取を求むる。

この結果により、軍用地地主が形を得るに如何に困難で

あり、又たい般にても如何に不安定であり、又労働条件が如

何に不良であるかばかり、この調査によれば、總就業者の五分

%が米軍関係に備用で、大部分は単純肉俵労働者各

占メトである。

農業以外には米軍関係以外の雇用は極めて微々たるもの

結論として、軍用地地主は一般的生活状態が悪く、現在

の雇用状態は極めて悪く、又將來の備用状態も明る

ではない。彼等の生活水準は移動前に比し、段と要く、收育又

極めて低く、二州の四七二戸の軍用地地主の一月収入は平均

三四二円である。沖繩の農業世帯は平均して月六千五円を

得て、その米軍関係雇用は引き続き減少してきて居り、

一五三年には、七〇〇〇人の沖繩人が米軍関係に雇用され

た。その米軍関係雇用は引き続き減少してきて居り、

一五五年には五、〇〇〇人になつて居る。これから推して米軍関

係雇用の將來は決して明るくはない。

米軍用地地主に、残すに唯一の道は、他地において農業

に従事するにあり、しかしながら、父存地を

得ることは實際上困難であり、たとへば手出せるにても、少

積で且つ分散した形にして手出せる。その面積は、その

は、農業を保證するに十分な収入を得るに十分である。

谷、金山及び北部沖繩の僻地のみは豊稔の可能性を残し

ている。しかしながら、三州の地域に入植出来るのは僅かに二

である。かかる軍用地地主は五、〇〇〇戸の多き上である。

土地を軍によって接收された後、多くの地主が小作農にな

小作する上により、彼等は困難に直面した。彼等の小作

しているのは、僅かの豊地であり、到底生活を支ふるに足ら

表なものである。又契約期間の別、文書は、一り決め

小作人、地位はそれだけ不安定なものである。更に小作

地そのものがなまなまななななななななななななななな

〇限り土地を小作するに上は、十分な家族の労働者も少

いため、自耕作出来なるとき、又自耕地を所有し、遠隔の

地にあるとき、はじめて土地を小作に出すのである。

軍により強制的土地を収用された地主は、現在語り盡せぬ

程の困難に打ちこたへて居る。これは現在の状態が改善

されるどころか、希望なきものである。彼等の土地に

対して軍が支拂わけて居る土地使用料は極めて低く、移動

前の生活水準を維持するに足らぬ出来なものである。又移

動に要する費用を賄ふことが出来ない。

これは現在の軍の補償方法を検討してみよう。

現在の土地使用料は地価の六%におさへて居る。この地価

はもとむと登記地価格差一%ないし五%増徴したものである。

しかしながら、実際の地価と登記地価との間には何の関連性

も無い。

一五五年には五、〇〇〇人になつて居る。これから推して米軍関

係雇用の將來は決して明るくはない。

一五三年には、七〇〇〇人の沖繩人が米軍関係に雇用され

た。その米軍関係雇用は引き続き減少してきて居り、

一五五年には五、〇〇〇人になつて居る。これから推して米軍関

係雇用の將來は決して明るくはない。

一五三年には、七〇〇〇人の沖繩人が米軍関係に雇用され

た。その米軍関係雇用は引き続き減少してきて居り、

一五五年には五、〇〇〇人になつて居る。これから推して米軍関

係雇用の將來は決して明るくはない。

一五三年には、七〇〇〇人の沖繩人が米軍関係に雇用され

た。その米軍関係雇用は引き続き減少してきて居り、

一五五年には五、〇〇〇人になつて居る。これから推して米軍関

あるものである。平均して實際価格は登記価格よりも三倍高い。

實際価格は登記価格の1.5から1.5倍、高価のD.Eの主張を裏付けるものは、全買物件数の僅か上から1.5倍に過ぎない。かまよまの基礎の上で算定されたD.Eの地価は、著しく低く建て、D.Eの減った方法は補償算定の基礎にするとは出来ない。又農地の場合使用料を地価の六分の一おとしを求めて不合理である。

農地が年々収用された為、農家も実際にかつむた経済的損失を補償すれば現在のD.Eより一層正当なものと成る。實際の経済的損失は農地が得るべき純農業所得である。かゝる補償を算定するに際して留意しなくてはならないのは、津繩の農業者は利潤を亦める企業ではないといふのである。むしろそれは家族全員に雇用の機会を興え、家族の生活を保証するために成るものである。よって補償をすべき純農業所得は収入にわたらずにその自家労働農地以外の土地に対する使用料は近傍類似の土地賃借料を考慮に入れて算定すべきである。算定の基準となる地料の資料が入手出来ない時は、使用料は奥買買価格に基礎を置くべきである。

建物、工作物等土地以外の財産に対する補償については、現在は現在土地接收時の時価を所有者に支払っている。しかしながら移動地主は、金で類似の建造物を再建するに於て出来ないのである。すなわち、現在の支払方法は安易取りに於て貴く輸送費、資材費、人工費、敷地整理費、道路建設費、電気、水道工事費等を考慮に入れないからである。土地収用に対する補償は該土地の軍使用により生ずる。

一切の損失をカバーしなればならない。現在の支払方法は単にその一部を考慮に入れては過重なり、すなわち次の通りである。

1. 土地又は不動産の賃借料(希告二六号第二條)
2. 接收した構築物の価格()
3. 収用土地の農作物、墓、建造物乃至当該土地の改良に対する損害賠償

補償の範囲及び算定の基準は現在何の明りかなく、且しかしながら、はつきりしていることは、補償は不適正であり、且その適用は区々であるといふことである。よって適正補償にするため、左記のものを現在の補償に入れなければならぬ。

4. 建物、墓、井戸等の物件に対するその再建築に要する費用。
5. 接收した宅地に対する使用料は移動先における宅地賃借料をカバーし出来るだけの額
6. 農地が米軍により接收されたため、失却した農業所得に対する支払農地からの収入(農業所得監査取引)を農地に対する土地使用として補償する。
7. 移動に伴う費用、輸送費、祭祀料、移動による失業に対する補償等を含むこと
8. 移住に伴う費用、道路、電気、排水路等、費用を含む

土地の再評価にも考慮を払わなければならない。土地に対する補償は、評価と社会的経済的変動と平行に行わなければならない。是のため、経済は大きな損失を蒙っている。軍用地地は適正とはいえない。肥沃な農地農業施設が米軍に接収される補償は、評価と社会的経済的変動と平行に行わなければならない。主として適正な補償をなすことにより、かかる損失は補填され、移動前の生活水準の確立を期すべしである。

若くは、本がより大きくなり、社会不安に

際へてある。

(4) 米陸軍、提率への額が根本的の同量、その三割

定はる不当の額である、其れを以て全く吾

の余地は、いかにある。

(5) 米議に於ては、土地は相續財産である、思ふに子孫に

等しく享受せざるべきである、一持孤は夫の唯一

土地財産を金に替えて一代で、使ふ果すとは國家に

對する大なる背信行為である。

米議に於ては、之の様は、持孤の先例は、尤も土地の買上

すの同じ之無期限の地権が買上すべし、何れも政府

向の意味もなるなり。

(6) 土地は米議人の心算所である、その人格を裏切つる

ものである、遂に米議人が行つて、人運である土地

の賣上を、之の自分様のために供せらる。

(7) 米議、土地所有者は元來の細で、土地の買上は、

土地の買上である、米議人の細、土地の買上は、

軍用兵士、適正評價の上で、土地の買上は、

新事業、開始資金、土地購入資金、土地の買上は、

従つて、米議の經濟社会状況から、健全な感情から、一持孤

の六、二、三、金は、米議の買上、土地の買上、

適正な賃金料を、毎年、米議の買上、土地の買上、

す。

(8) 最後、米國政府は、米議、土地所有者が、米陸軍、

建設に於て、土地、他、物件、破壊、米議、

の買上、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

米議、米議、米議、米議、米議、

○桑江朝幸君 先程申し上げましたように私はその当時沖繩におりまして詳しい様子は調べておりませんが、その案に対して大山さんが詰すことになっております。

○ベイツ議員 第二項の陸軍病院区域と住宅公社区域というものは同じ地域にあるのですか、そして値段を比較するといふのは正しいのですか。

○桑江朝幸君 同じ地域にあって同じ地目、同じような地目と比較になっております。

○ベイツ議員 住宅公社が松っている地代に対して満足しておりますか。

○桑江朝幸君 二ル対して既に七月一日から始めておりますが契約が三十件も百満に行われ、各地主も不平をいっておりました。

○ベイツ議員 最初に住宅公社と地主との契約は何時結ばれたのですか。

○桑江朝幸君 今年の七月一日でやらぬとおりですが最初二ルが管理して来たために、軍用地と同じ値段であります。

○ベイツ議員 何となく、併しとの不平はどのくらいおこるべきでございまして住宅公社の理事会で適当な地代はかりなまであるとして今年の七月一日から五斗として五斗の契約、それ何時でも契約の更新をできるというようにして相互の契約を完了してあります。

○桑江朝幸君 毎季調整するわけですが。

○ベイツ議員 六十月の契約の期限が五斗年でありまして、五斗年若しも五斗年後に不平がある場合はどういふのですか。

○桑江朝幸君 二ルは今まで最初に了解の行く、納得の行く契約で五斗年後に二ルが十二斗ある社会の、経済の交

動がない限り地主は二ルに対して不平は訴えません、二ルが通例になっております、そして経済的な変動があり、値段の相違において意見の喰違が出た場合には二ルに再調整を以て契約をいたします。

○ベイツ議員 この条件を増すのです、五斗年後に不満足だたら。

○桑江朝幸君 どうであります。

○ベイツ議員 二ルは具体的などんなことですか。

○桑江朝幸君 例之は二斗で経済の大きな変動が来るとインフレになつたとする場合、貨幣価値に關係がある場合には二ルに於いたところの地代の更新をやる、二ルからもう一つは一般の土地の需要状況が非常に多くて地代が次第に上がりつあるという社会情勢を形成した場合には二ル隣地に於いた地代に二斗で更新されます。

○ベイツ議員 私のおりとするに於いては二斗に精足は二斗の契約が成立しなかったり今度はどうなりますか。

○桑江朝幸君 日本の通例を以て恒久建築をした場合には二斗を立退かすようなことがあり得ない、二十斗は民法に認められております。

○ノット議員 住宅公社二斗ものは、社員の会社ですか、アメリカ人の会社ですか、二斗という性質のものですか。

○桑江朝幸君 住宅公社二斗ものは軍人、軍属が住めるよう、軍が施設した貸家の運営を契約によって委託された公団であります。

○ベイツ議員 この数字は社員の人が計上した数字ですか。

○桑江朝幸君 先程申し上げました理事會の決定を軍が承認することによつて効果が生れる、なお下の方に私が説明したものを最ふ分りよく準備してあります、二斗の御意見を御覽いただきたく思ひます、私は土地問題に關するの原則からして、特に住居の生活に強影響を及ぼす土地收回問題に關しては住居の生活の要望を申すております。

のこともたんとす。茶のつかりた資料があげばさうした資料も上げるとか。○
○コル議員大山は訓練地におく婦女子が之入った場合には
は發故の事と、つとむ合陳述しました。

「か」これ以外……
○大山朝常君危険であるといひかです。

○コル議員 それ以外に対して立証する書類情報を持つてまう
ません。日本軍が津纏にいた時は強姦女といふものは全然し
なかつたんですか。津纏の女子が津纏の男子に強姦女とされると
いふことも事實ありませんか。

○大山朝常君 之れでは日本軍が強姦女にからつてアメリカが
強姦して良いといふことが認められますか。
○コル議員 アメリカの人がゴルフコースとして津纏の土地を借用し
ている地域はどこにありますか。

○大山朝常君 二はは中城村にありますか。それから砂辺、北谷村
です。
○コル議員 ゴルフコースは全部耕作地ですか。それとも非耕作地
ですか。

○大山朝常君 耕作地です。北中城に十二ノ坪、之れは敬亭を
○で調べます
○コル議員 大山氏の陳述の中に住民は決して不当な要求を
つぎつてゐるのではありません。七一三日本当時の例に比べると問題
になりません。控之目ひ要求をだしてゐる。之れをもう少し説
明して下さい。

○大山朝常君 之れは補償の事……
二ははか手元に差上げてあります。補償要求の中にあります。
それと比較するはよくお命りだと思ひますので……
○コル議員 之れに干渉するまでかなく簡単に説明して下さい。
○大山朝常君 之れでは我々が要求しておりますのは、昨日の
續長企画部長がいました通りであります。

之れで之れだけ要求してゐるのです。日本としてはそれ以外
にもいろいろの補償がありました。

私は最初が一九四三年、その次が一九五〇年、つまりそこには世価の変動があり、それに対してその土地の価格の何があつてゐることを考慮して、と答へてあります。

○大山朝常君 その人は専門家がゐたが命令せよ、というが、先づその側が誠意を持つてゐるならば、先ず最も専門家の事情に詳しく、いろいろの仲絶人の専門家を起用して、かつて調査して頂きたい、と私はこの思ひますが、ね。

○銀行の調査というものは、復権の調査であり、かつ、復権にのみならず、大分評價が下るのではなからうかと私は想像します。

私は専門家で、言ひからよく分ります、が、――

○ノーマット議員 二かき、一九四三年のときの評價は地主に対して満足であつたのか、日本の専門家が七年後にやつたのに対しては不満足であつたか、それを説明して下さい。

○大山朝常君 それは四三年の社会事情と五〇年の社会事情とは、多分に変動があり、かつて、その簡單に七年間に短かひ七年間の間、ゆきで、どこか、いふことは、私に、え、え、と思ひます。

○ノーマット議員 一九五〇年、当時の二倍といふのは、私達は知つてあります。

○大山朝常君 それは、実情に即して、いふ、いふ、ある、ある、角度から、資料を提供して、是正する、と、願ひ、して、ゐる、のです。

○堀長浩君 先程御質問がございまして、たゞ、私が、補定、いたし、ます。勸業銀行の人が、と、いふ、調査、つた、か、それ、から、D E が、と、いふ、調査、つた、か、といふ、こと、は、何、も、示、さ、さ、れ、て、あ、り、ま、せ、ん。これは、仲絶人、には、何、の、相談、も、な、し、に、D E が、い、つ、ま、に、か、や、ら、れ、た、の、で、あ、り、ま、す。しか、し、私、共、は、現、在、の、評、価、に、基、いて、地、代、を、受、取、つ、て、あ、り、ま、す、の、で、その、結果、が、な、り、て、二、倍、が、適、当、で、な、い、とい、ふ、こ、と、は、い、え、ま、す。お、手、え、に、差、上、げ、て、あ、り、ま、す、書、類、の、二、十、二、頁、の、二、項、を、御、覽、下、さ、い。

○
それ、で、この、表、に、D E の、査、定、した、地、価、と、私、共、が、一、九、五、三、年、以、来、一、九、五、五、年、六、月、三、十、日、ま、で、の、三、か、年、間、に、わ、た、つ、て、取、引、さ、れ、た、地、価、の、平、均、地、価、料、が、比、較、し、て、い、ま、す。で、す、か、ら、二、倍、を、御、審、議、頂、き、ま、す、の、地、価、が、多、か、ら、高、い、外、見、の、頂、き、ま、す。で、二、の、結、果、D E の、や、つ、た、方、法、或、は、勸、業、銀行、の、や、つ、た、方、法、が、正、しい、か、正、しく、な、い、か、それ、を、御、判断、頂、く、ま、う、あ、れ、が、い、は、し、ま、す。

比嘉加奈盛君

私は軍用地に關係ある問題で、問題発生後直ちに請求すべきは請求し、要望すべきは要望してきた。その中には三年分、其の請求又は要望の實現方を折衝し、續けて居るが、未だ解決を窺はぬ諸問題を申し上げ、其の早期解決を御願いするものがある。

○軍使用地内において、講和発効前から現在に至るまで未解決のまま土地使用料の支拂がなされて居る土地あり、之等の土地を大別すると次の通りである。

2. ガリオア資金による施設用地十六、五エーカー、浦添村牧造発電所用地は軍が設立したから、当然軍が支拂すべきものであるが、支拂れていない。

○米國務省關係の使用地

恩納村、國頭村にある三才オスター、シヨウ用地五、十六エーカーが、その他に北谷村深川にも、八に類する軍用地があり、再三使用料の請求をするけれども未だ支拂がなされてない。

○米人商社使用地

浦添村にあるコカコーラ一会社使用地三、七エーカーと城間一帯にある、アメリカ個人商社及び小塚村にあるカルテック用地等、軍事上何等の關係もなっていないが、米人商社使用地は、軍用地となつて居るけれども、

とも未だ使用料が支拂れていない。

D. 軍工事請負業者使用地 四六、二エーカー、嘉手納村、浦添村にある軍工事請負業者使用地は、軍用地内において使用料が支拂れていない。
以上 A、B、C、D の使用地計一四、五、六、八エーカーが、そのとおりである。この分が支拂ひになつていないものを早期支拂つて貰いたい。

○E. ガリオア道路用地で軍用地内を通過する分に対しては未解決のまま支拂られていない。以上 A、B、C、D、E の分に対する使用料を早期支払つて貰いたい。

三. 土地の原状回復又はそれに代るべき復元補償費の請求
軍使用地を町返する場合は原状に回復するが、原則である。然るに地主が原状回復又はそれに代るべき補償費を請求しても未補償のままになつて居る。

その実例は軍が採石場として使用したため、潰地となり、又は耕地から土砂を取去つて池同様になつたり、或は軍施設のため耕地だにほとんど石が持ち込まれ耕作不能になつた土地等に対しては復元補償がなされるべきであるが、未補償になつて居る。その土地は、七、六、二エーカーあり、その土地は北谷村砂辺、具志川村寺長志川、鹿谷村楚辺外四ヶ村にある。

三. 滅失地に対する補償費の請求

軍使用の那霸瀬港拡張のため、没没せられた完全に原形を失つた土地に対しては、補償費が支拂れていない。

場前に変更される事を要望する。

五 損害賠償の要求

ここで私が云う損害とは軍用地に關係して生じた損害をいふ。

水源地に軍に使用せられたためその下流の木田稻作不能に付た損害住民の飲料水久之による損害の賠償として貰いたい。高山嶺村、宜野湾、伊江島にも被害がある。

軍施設に使用するため砂を取り護岸が欠壞し農作物に及ぼす潮害による損害を要求する。

解放地ではあるが軍施設に近いため電気工事又は建築工事その他の施設が本来所有者の使用権を抑制せしめてゐるための損害賠償を要求する。

宜野湾村解放地内電気工事禁止等がそれである。内の建築禁止等がそれである。

漁場を軍に使用せられた事による損害賠償として貰つた

(小塚 大峯)

以上であります。

○フライ入議員がゴルフ場の二つに言及しておられますが、ゴルフ場の総面積はついでです。

○比嘉秀盛君 一つは軍用地であります。北谷村砂辺

面積は調べてあります。北中城の分は解っております。

十三万坪あります。

○フライ入議員 もう二つがゴルフ場の面積も同じ位

だと思つて。

○比嘉秀盛君 あるいは小さいだろうと思つて。他のほ

りは.....

○コール議員 私は今七五才を暮ぬしたときにそのゴルフ

コースは四十二コースの間に七五才を暮ぬしたわけでもそ

小口と口が間違つております。

○比嘉秀盛君 四十二コース以上です。

○フライング議員 私は質問はございませんけれどもあつた

の陳述の中にいろいろを申されておりますけれども

ども、若しもその陳述の中に不満はあつたらしくも正しく

たら私には軍部の方から説明して貰つて、この例と

して接収地の開放になつたときに不能耕地になつたと

このことはその一例であります。私としてはその土地

は元通りに回復するのは政府の責任であり、その例と

とできないけれども、私に相当する補償をすべきである

と思つております。この例を提本して下さつて下さつた

めにあります。

○フライ入議員 あなた達の陳述はすつと要求又は不満な

点を提本してあります。その点は一々私には慎重に

検討してそれから説明して貰つべき点は軍部の方から

説明いたします。

○コール議員 日本労働銀行が沖繩に長い間日本政

府の代表として滞在したというものは正しいです。

○比嘉秀盛君 名前は分りませんが、長河滞在したと

つうのは正しいです。勸業銀行は日本政府を代表して
津繩におそく戦争中又はそれ以外におそく土地を接収し
たという事は事実ではありません。勸業銀行が接収した
という事は正しいです。

○コル議員 勸業銀行で日本人たちが評価してそ
小によそ接収されたものを評価して下さい。

○比嘉秀盛君 小は面接にはあつたと思いますが今先夫
山への説明があつた通り、この戦争が飛行場等に土地
を占取らるる場合、地主と対して小からその分、その三者が
合議して決りまします。小の代表者は勸業銀行
にさせたかも知れません。

○フライス議員 北中城のゴルフコースは八六エーカー
でそのうち耕地は七十五%であります。オニ番目がゴ
ルフコースは空軍の軍用地総合計画の中に入つており
ます。地域で総面積はゴルフ場はその中の施設を加えて
四十五エーカーであります。オニ番目に入ります。これは奥
河の保養地にちよつとしたゴルフ場がある。ゴルフ地域が
みならずその施設の全部の総面積は百二十エーカー
あります。併しなからそのゴルフ場全部とも軍用地の
地域であります。

○ミラー議員 質問は北中城にあるゴルフコースと
ものは軍用地の中にあります。けれども軍用地施設に
あるのです。つまりゴルフコースといふのは軍用地に
随してゐるのです。又は軍用地施設にゐるのです。
といふ質問に対して答は、切斷してできるより、地域に
あるといふことあります。

○フライス議員 北中城のゴルフコースといふものがそ
以外の軍事施設内に移すことはできる可能性があつ

たの軍部はその北中城のゴルフコースといふものを再検討して
きたら直ちに開放すべきであります。

○比嘉秀盛君 この勸業銀行がここに土地の賃借料を查
定したに於て、その勸業銀行の人は日本人であつたか、日
本におる津繩人であつたかといふ質問でありました。これは
日本人であつたことは間違ひありません。日本におる日本人
であつた。

○フライス議員 それ以前に来たことはな
は津繩中の市町村長が集つてDEとそれからUSCARの本
スミスさんの御座席を得てこの勸業銀行が何故津繩の土地
を賃借料を査定するたに、勸業銀行の人を連れて来て査
定させたかといふことも市町村長会長の席上で質問したこ
とがあります。そのときに日本におる日本人は津繩人とも直
接関係がない。アメリカ人とも直接関係がない。第三者である
かのそれには査定させることが適當であるといふことをしており

○コル議員 といふことして、その人たちが誰であつた
か分りますか。

○比嘉秀盛君 DEとUSCARの会合の中でこ
質問したときに、いかにゆる日本人は津繩人とも関係がない
アメリカ人とも関係がないといふことで向うから呼んで査定さ
せたといふことあります。

○コル議員 大山さんが証人としてよその人たちは
誰であつたかと質問した場合、大山さんは分らなかつたといふ
ことあります。

○フライス議員 北中城のゴルフコースといふものがそ
以外の軍事施設内に移すことはできる可能性があつ

○北嘉秀盛君 大山さんの返答のまなかつた問題ですが
私は単から任命された土地委員であったことがあります
そのときにこのD.E.がこの勸業銀行の人たちが奔走したの
を参考にしてD.E.がこの賃借料を評価したこの勸業銀行が
査定したものを我々に見せてくれと要求しましたが、D.E.は
見せない。単から任命された我々にも見せなかつた。だから
大山さんが「尋ねてもきかぬ」が本当ではないかと思
います。幸い本日の議長が、ラズスエだかの適正なるラ
ズを貰えるものと思えます。

○真嘉彦美男君

一九四五年四月沖繩上陸以來、米國政府は沖繩において、その必
要とする土地を使用し、合同に至る講和条約締結以前には
ヘグ会議において定められた陸戦法規、陸上戦斗の規則及び
慣習に関する規定に基づき、沖繩における米國政府の土地使用は、法的
に認められる。しかし講和條約の締結と共に、この土地使用権が
消滅したから、その後における土地の使用は、当然契約の締結をまた
めなければならない。その結果、一九四五年十月付米國政府布告第九
十号が公布された。全布告は米國政府、琉球政府との業務契約に
より、琉球政府行政主席に土地所有者と賃貸借契約を締結する
権利を附与する。契約は両当事者の自由意思の合致による成立
する。そのためには契約によって両当事者の意見が十分述べられ
なければならない。ところが全布告の實施状況より、土地所有者は契約
について意見表述する機会が与えられておらず、單にD.E.の認定した地
を承諾するか否かのみ返事を迫られておるのみ、実情である。よつ故に土
地所有者の大部分は全布告に基づき、契約の締結を拒否した。其の理由
の大部分としては、一、もとの契約の拒否は、布告二十九号に基づき、土
地收買の道を開くことによる。二、強制的に与る土地の收買は、最
後の手段である。個人財産を尊重する自由諸國におつては、全この努
力を尽くして、もその目的を果し得ないときに初めて強制力による收買が
考へられる。布告二十九号は、このよう、善意の努力を怠るもので強制
力による土地收買への安易の道を選んだものとする。私達は以上の理
由から土地所有者に希望意見を述べ、機会を十分与えるよう、全布告
二十九号を改正するよう、切望する。

一九四五年四月三日に米國政府布告第九十号が公布された。全布告は土地
收買法と呼ばれ、契約の締結に必要とされる所有者の土地を強制的に
收買するためのものである。土地の新規收買については、私達は反対を
ある。

よつ故に土地收買の手續を定めざる土地收買法は、二以上必要はな

と信じてゐるが、今邦令を速かに廃止するよう要望する

一九五三年十月五日に、民政府布告第廿二六号が公布され、今布告は九
五三年十月五日までに米合衆国に對し收用された土地に對し同政府
の黙契による使用権を承認したものである。即ち今布告は講和条約締
結後において土地所有者の承諾も無く、米國政府に土地を借用する
権利があるとして認められたものである。個人財産の尊重を云ふが、是が
平時に所有者の承諾なくその財産を借用するといふことは、法
の許さざることである。もちろん私達の借用する法律も借用者
の承諾なく土地を借用した時には、借用者は所有者に對してその使
けた利益を返還しなければならぬことになつてゐる。一が「どうにかし
て」使用者にその土地を借用する権利を決して与へては、その土地は
当然所有者に返還すべきものである。二つとは何処の國でも同じとし
考へる故に米國政府が承諾なく土地の所有者に對して地
代相當の金を支拂うのは、当然であり、三つとは、使用権とは何等
關係のないものである。このやうな法律は、權利を認め、法律が存続
してゐるといふことは、私達のほしく多く、二つである。一が、この
布告の實施状況を見るに、更に矛盾がある。即ち、今布告は、米
國政府の收用した土地に對し、使用権を承認したものであるが、今布告の
實施に當つては、現実に收用して、土地に對つても、その使用権を承認し
てゐる。

將來使用するであらう土地をめぐりて使用権の承認が行はれてゐる。

現に接收に伴ふ多くの問題を残した伊江島、伊佐島に、これさえも
りの土地は、接收の直前まで米國政府によつて使用されてゐた。その
は、その土地の所有者が使用を継続してゐたのである。このやうに
米國政府が使用して、所有者の使用してゐる土地に、その
所有者の承諾もなく、使用権がめりし主張して、接收を開始したと
今に今布告の惡用がある。

又或は、今布告は、軍事上緊急止むべきに、必要が公布されたもの

である。と主張する人も、それ、それ、今は、現に必要なく、かかる
範圍にとどめるべきである。現に使用を開始して、その土地の使用権
を認めるのは、不法であり、更に、そのやうにして、使用権を認め、土地を
自ら使用して、一般の商社に利用させてゐることは、全く私達の理解
できないところである。

私達は、このやうな法律が、早く姿を消し、今布告で、米國政府に
使用権ありと認め、現に使用して、土地を直ちに解放する、
ことを要望する。

變に、國原有地について述べた、

現在、國原有地は、米國海軍政府布告第廿七号に、米國政府の管
理下にあるが、米國政府は、この國原有地に對して、住家の権利を
認めない。國原有地を新規に使用するに際して、住家の権利を
全く考慮しない。このことは、二つに分れてゐる。二つとは、分る二つである。
二つは、沖繩において、法律に認められた住家の権利を、取り去るもの
あるとして、おぼしめしてゐる。

私達の法律では、公権と呼ばれる権利がある。この権利は、一定地方
の住民が、一定の山林原野を共同に管理し、共同に利益する権利である。
即ち、他人の土地からの利益権を、その地方の住民全部が共有してゐる
のである。この権利は、その登記が、なくとも、本三巻に對抗でき
るのである。このやうな権利は、沖繩において、多くの山林に對して、認
められてゐる。このやうな権利の認められに、理由は、大海に孤島する洋
島に、交通が不便で、必要とする材木を、他から運搬して、くることは、困
難であった。その故に、要する材木を、確保するために、琉球藩の所有
地を、山を、藩主の私有として、地方住民にも、その山の利用を許可し、
その反面、住民に、造林保護の勵行に努めさせた。この制度は、日本政府
の時代に、もうけ、が、山林が、藩主の所有が、國原の所有と變つ
た。住民が、その山林を利用する権利は、かわり、は、この、以上の制度を
通常、當地の民の本の組織と呼んでゐる。

もうが純中下リカ側々に民の事情が十分理解されなことを最
取も大なる原因はなにかと思ひます。又た之を理解出来たしま
一も議会の決めた法律では押へ縛られ現地帯としては十分住
の権利を保護せざるべしといふこともあるとあります。二から
の根本的の隘路を打開するに於ては住民の代表を議會に送つた
であります。幸ひ議會の方では調査団を送つて親しく民情を視
察せしむるにたり。本回にも調査団の公聴会を開催するようになつた
のであります。二のことは洋繩に於て難航を極めたる軍用航空
機本的解決に導く絶好のチャンスでありまして私共の喜びに堪えな
いところであります。何とぞ各位に於ては二日まで各代表から
述べられるに住民の心からの要望を十分御考慮下さい。議會
に御子算その他で洋繩住民の要望が実現するよう一層の力
を借して下さることを重ねてお願い申し上げます。終り
にのみ始終御熱心に御傾聴下さることに對しまして感謝
の意を表する次第であります。次に一言附加する申上げたいと思
言葉は重複するかも知れませんがこの度の調査団の御好意と同情
の具意を十分秘すは知るに於て出来ませぬ。どうか住民が期待する
この報告をして貰ふたい。この念願が二日間で二日でも日程の
延長を希望して個所を多くの現地を具に調査して貰ふたい。し
この希望であります。勿論この調査団の方には二十年並の議
会を活躍されてこられる方もありまして日程中に確信を得られる調
査は出来ると思ひますけれども我々住民としてでは出来るだけ現地
の会所の半まで入って調査して貰ふたい。この希望を持ってのであ
ります。

○フリス議員 全日午後から明日午前中にかけて色々
見せて貰ふべく私達は心構をもつております。私達は單
に二が終つたからといつて任務が終るのではなくて更にその
他色々検討し或は見加はならぬ問題が山積してお
りましてかなりいそがしい月でございます。それのみならず
私達は二週間に於て是非とも片づけなければ
ならない問題も多々あります。私達は現場視察を
たゞ簡単に過して行くといふ気持はございません。出来
るだけのことを行いたく思つております。
○大浜正法院議長 最後の調査が最後の断を下すと
ころの重大使命がかられることを私は私は予想するからで
さういふ希望を申し上げる談であります。御誠意よく
分りました。
○フリス議員 今日の午後土地を立退いた人々の証言
を聴いて更に現地視察を具に明日の朝にかけてお
ります。
○フリス議員 最初に貴方は個人代表ですが又は地
主代表ですか。それをお聞き下さい。
○東清深君 個人です。私は越来村の現在中野町一
東清深といふものでございます。私の財産は全部で四千坪
余りでありましてが全部飛行場になつております。その
一之戦前は大変交通の便利なところにて地帯を持ってお
りまして地質も大変よくて普通の島の二倍以上の収入を
とっておりました。ところが土地には果樹、みかんとかそ
れからパイナップルとかバナナとかそのほかいろいろ植えてお

